

10月8日 進行協議の報告 国相手の大飯3・4号止めよう裁判（大阪高裁）

## 「国は、関電がどのような申請をし、それを審査基準に基づき どう審査したかしっかり説明すること」(裁判所)

### 地震動、敷地内活断層、汚染水について技術検討会実施が決まる

国を相手とする大飯3・4号止めよう裁判の控訴審の進行協議が、10月8日14時半より2時間弱、大阪高裁の会議室で行われた。原告側は弁護団全員、裁判の会事務局より6名、国は約13名、関電は約15名が出席した。

今回は、前回6月8日の控訴審第1回法廷後の進行協議で示された、裁判所の審理計画に関する提案（末尾の囲み参照）を受け、技術説明会をどう行っていくか等の協議がなされた。「国の考えている内容に話が及ぶので個別で」と国が要望したため、途中、原告が退席して個別協議がなされた。その後、原告側が裁判所よりその協議内容の説明を受け、再度全体協議を行った。

◆技術説明会は3つの事項ともプレゼンで実施する。敷地内活断層問題は別途、証人尋問も検討  
裁判所の提案通り、①基準地震動②敷地内活断層③重大事故時の放射性物質拡散抑制設備の3つの事項ごとに技術説明会を行い、その後、最終準備書面を提出する段取りになった。

技術説明会の形式は、裁判所は、証人尋問として法廷にて口頭弁論期日で行うか、プレゼンの会議室にて弁論準備手続\*期日で行うかのどちらかとなると提案。これについて国は、3つの事項とも後者で行いたいとし、原告もこれを了承。弁論準備手続（プレゼン）で行われることになった。ただし、原告は弁論準備手続でプレゼンした後、それを踏まえ、②敷地内活断層（破砕帯）問題については、論点を絞った形で証人尋問を検討していると述べた。

※争点及び証拠の整理を行うための訴訟上の手続き

プレゼンの順序は、国が分かりやすさの観点から②①③としたいと要望、原告側はこれを了承。

また、国は、プレゼンで「糾問されるのを避けたい」とし、次のことを求めた。国が4週間前に提出する陳述書に対し、原告は約2週間前に質問書を出すこと。追加質問も書面を出し、裁判所が吟味の上、裁判所より質問すること。原告側は、陳述書は6週間前には出すよう求めた。

◆「国は関電の申請内容を示し、それを審査基準に基づきどう審査したか説明すること」(裁判所)

裁判所は、技術説明を求める問題意識を次のように説明した。関電がどのような申請をし、国がそれをどのような審査基準により、どう審査したかという点をよく確認した上で判断したい。3つの事項ごとに、この点について、しっかり説明を聞きたい。特に③放射性物質の拡散抑制設備（汚染水問題）は関電の申請内容すら分からない。このため、国は、3つの事項ごとにこの点を示してもらう必要がある。

◆国が来年1月にばらつき問題で「反論書」提出。その後に2回ほど進行協議を行い、  
技術説明会を開始

今後の進め方に関し、国は、ばらつき問題について、来年1月中に追加の「反論書」を出す述べた。そして、その他の事項も含め、技術説明会の開始前に、補充の準備書面を出し尽くしたいとした。しかし、その他の事項の提出時期は、裁判所が技術説明会で説明を求めていることを

踏まえると、時間がかかるかもしれないため、この場で示すのは困難、内容も含め、持ち帰り検討すると言うにとどまった。

裁判所は、1月の「反論書」と関電も出すという書面を見た辺りで、また進行協議を設定し、その後もう1回ほど進行協議を持ち、その次に技術説明会という進行にすると述べた。そして、次回か次々回の進行協議で、国にどの程度時間を要するか言ってもらい、スケジュールを決めたいとした。

原告側は、国の「反論書」への反論の書面を出すと述べた。裁判所は、原告のその書面は次回進行協議までにできていなくても構わないとし、国の「反論書」が出た後の2月末か3月に進行協議を入れることを提案。次回の進行協議は3月4日になった。次々回は5月27日となった。

#### ◆控訴審でも国の主張を粘り強く批判していこう

国が1月に出してくる「反論書」をしっかり批判し、原告の考えを示していこう。ばらつきの考慮の意義を捻じ曲げる国の主張に引き続き反論していこう。

高裁は、地裁が却下した争点までもあえて取り上げ、しっかり審理していく姿勢を示している。地裁が却下した争点についても、原判決と国の主張を徹底的に反論していこう。原判決は、①の争点2（入倉・三宅式、壇ほか式の合理性）については、入倉・三宅式では過小評価になるという原告の主張を正しく理解しないこと等により、国の主張を妥当とした。②争点5（敷地内活断層）では、新F-6破碎帯の連続性や活動性、台場浜トレンチ内活断層が重要施設の直下や近傍まで延びていないか等について、必要な検討がされていないにもかかわらず、国の判断を合理的とした。また、「地質審査ガイド」の誤った解釈により、原告の主張を退けた。③争点8（放射性物質の拡散抑制設備）では、設置許可基準規則55条が要求する放射性物質の拡散抑制設備の対象はブルームのみで、福島原発で生じているような汚染冷却水の抑制設備は対象外とすると判断した。これら原判決の不当な認定を丹念に批判していき、高裁に正当な判断を求めていこう。

#### <今後の予定>

2022年3月4日（金）14:30 進行協議      5月27日（金）14:30 進行協議（いずれも非公開）

#### 2021年6月8日の控訴審第1回法廷後の進行協議における、裁判所の審理計画に関する提案

- ・3つの事項①②③につき技術説明会の期日を行いたい。その理由は、一審の記録を読むだけでは、原判決の良し悪しの判断が困難なため。
  - ①基準地震動策定に関する原子力規制委員会の判断の合理性（原判決の争点2、3）  
争点2：入倉・三宅式、壇他式でなく武村式、片岡他式を使うべきか    争点3：ばらつき問題
  - ②敷地内に活断層がないことに関する規制委の判断の合理性（争点5）
  - ③格納容器損傷に伴う放射性物質の拡散抑制設備に関する規制委の判断の合理性（争点8）
- ・説明者については、原告が反論的な人を立てるのは構わないが、主に国が関電の関係者を考えている。
- ・技術説明会の期日の持ち方は、弁論準備手続の場合は、関連な質疑が望ましいので、調書には「説明がなされた」旨を書くにとどめたい。裁判所としては、ざっくばらんに議論したく、弁論準備手続がよいと考えている。

2021年11月6日    おおい原発止めよう裁判の会事務局